

【募集次区分による公募要領の更新について】

※スケジュール、事業規模以外の更新

更新月日	更新ページ	項目	更新内容	
			一次公募	二次公募
	P 1 6	<p><b>2</b> - 2 戸建住宅及び集合住宅の改修</p> <p>■ 個別の計算について</p>	<p>※平成25年改正省エネルギー基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）をもとに行うこと。「平成25年改正省エネルギー基準」に関する詳細は、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報（独立行政法人 建築研究所）」のホームページで公開される「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム解説（住宅編）」を参照。</p> <p>&lt;解説&gt;  <a href="http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf">http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf</a>                      &lt;設計一次エネルギー消費量算定方法&gt;  <a href="http://www.kenken.go.jp/becc/house.html">http://www.kenken.go.jp/becc/house.html</a></p>	<p>※エネルギー計算は、以下のいずれかによるものとする。</p> <p>1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「建築物エネルギー消費性能基準（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」【建築物エネルギー消費性能基準】</p> <p>2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの）」【H28年基準】</p> <p>3. 平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号 附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」【H25年基準】</p>
2016/5/30	<p>P 3 1</p> <p>P 3 2</p> <p>P 3 8</p>	<p><b>4</b> - 1 必要提出書類について</p> <p><u>P31（1）提出書類一覧（戸建住宅及び集合住宅（個人）の申請）</u></p> <p>No.10「住民票」の記述内容</p> <p><u>P32（2）各提出書類の内容（戸建住宅の申請）</u></p> <p>No.10「住民票」の記述内容</p> <p><b>5</b> - 1 戸建住宅の申請の場合</p> <p><u>P38（1）提出書類チェックリスト</u></p> <p>No.10「住民票」の記述内容</p>	<p>・記述なし</p>	<p>・戸建住宅の賃貸物件を申請する場合は、住民票の代わりに「建物登記簿謄本」の原本を提出すること。</p>
	P 3 5	<p><b>4</b> - 1 必要提出書類について</p> <p><u>（5）各提出書類の内容（集合住宅（全体）の申請）</u></p> <p>No.10「実在証明書」の内容の記述</p>	<p>申請者の実在証明が可能な下記書類のうちいずれかを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記の現在事項証明書</li> <li>・商業登記の履歴事項証明書</li> <li>・法人印の印鑑登録証明書</li> </ul>	<p>・「法人印の印鑑証明書」のみとする</p>

【募集次区分による公募要領の更新について】

※スケジュール、事業規模以外の更新

更新月日	更新ページ	項目	更新内容	
			一次公募～三次公募	四次公募
2016/7/19	P 9	<p><b>1</b> -2 事業内容</p> <p>(8) スケジュール ②交付申請書の審査・選考について</p>	<p>集合住宅（全体）の一次～三次公募の場合</p> <p>到着順とはせず、申請期間内に到着した申請分は、要件の不適合、書類の不備等がない限り全て審査・選考対象とし、審査委員会において審査・選考を行い、省エネルギー 率当たりの事業単価及び事業規模が小さい、上位のものから順に採択する。</p>	<p>集合住宅（全体）の四次公募の場合</p> <p>到着順に審査を行う。補助事業申請の合計額が事業規模に達した場合、補助事業申請期間内であっても事業規模に達した日の前日をもって公募を終了し、事業規模に達した日以降に到着した申請分は原則受け付けないので、十分注意すること。</p>
	P 26	<p><b>3</b> -2 公募～交付決定</p> <p>(8) 審査・選考について</p>	<p>集合住宅（全体）の一次～三次公募の場合</p> <p>申請期間内に到着した案件について、審査委員会を設け、以下の通り審査・選考を行い、事業規模の範囲内で上位のものから順に採択する。</p>	<p>集合住宅（全体）の四次公募の場合</p> <p>省エネルギー率当たりの事業単価による選考は行わず、到着順とする。ただし、省エネルギー率当たりの事業単価による審査については実施する。</p>
	P 32 P 33 P 35	<p><b>4</b> -1 必要提出書類について</p> <p><u>P32 (2) 各提出書類の内容（戸建住宅の申請）</u> <u>P33 (2) 各提出書類の内容（集合住宅（個人）の申請）</u> <u>P35 (2) 各提出書類の内容（集合住宅（全体）の申請）</u></p> <p>No.4 費用関係書類 「見積書のコピー」の記述内容</p>	<p>※補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例：補助対象を含む等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと</p>	<p>※補助対象費用であることが分かるように、備考欄等にその旨(例：補助対象等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。一つの費目に補助対象、補助対象外が混同している場合は補助対象と補助対象外に費用・費目を分けること</p> <p>※場合により、見積書全ての提出を求めることもある</p>